

平成 15 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ー ネ ス ト ワ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 河 洋 一  
( 登 録 銘 柄 コ ー ド 番 号 8 8 9 5 )  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 腰 高 宏 之  
( T E L 0 4 2 4 - 6 1 - 6 2 8 8 )

## 新株式発行および株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 15 年 7 月 23 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行および当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行の件

- (1) 発行新株式数 普通株式 1,600,000株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 15 年 7 月 30 日(水)から平成 15 年 8 月 4 日(月)までのいずれかの日に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(以下「引受人」と総称する)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格決定日において、日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人への対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 15 年 8 月 5 日(火)から平成 15 年 8 月 7 日(木)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げられることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 15 年 7 月 31 日(木)から平成 15 年 8 月 4 日(月)まで。
- (7) 払込期日 平成 15 年 8 月 13 日(水)。なお、上記(6)の通り、需要状況を勘案した上で繰り上げられることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 15 年 8 月 8 日(金)となる。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 配当起算日 平成15年4月1日(火曜日)
- (9) 申込証拠金 1株につき一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (12) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における発行価格(募集価格)、その他本株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。

## 2. 株式売出しの件

### 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売出株式数 普通株式 600,000株
- (2) 売出人および 売 西河洋一 600,000株  
出し株式数
- (3) 売 出 価 格 未定(平成15年7月30日(水)から平成15年8月4日(月)までのいずれかの日に決定する。なお、公募新株式の一般募集における発行価格と同一の価格とする。)
- (4) 売 出 方 法 三菱証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(以下「売出しにおける引受人」と総称する)に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 公募新株式の一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 公募新株式の一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。

### 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

本売出しは、一般募集および引受人の買取引受けによる売出しにあたり、一般募集および引受人の買取引受けによる売出しとは別に、その需要状況を勘案した上で、100,000株を上限として、三菱証券株式会社が行う予定の売出しである。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱証券株式会社が当社株主から賃借予定の株式である。これに関連して、三菱証券株式会社は、100,000株を上限として当該株主より、当社普通株式を買取る権利(グリーンシュエーション)を、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から30日目の日(営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として当該株主から付与される予定である。また、三菱証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌営業日から上記グリーンシュエーションの行使期限までの間(シンジケートカバー取引期間)、付与されたグリーンシュエーションの株式数を上限とし、当該株主から賃借予定の当社普通株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場において当社普通株式の買付け(シンジケートカバー取引)を行う場合がある。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合がある。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (1) 売 出 株 式 数      普通株式              100,000株
- (2) 売      出      人      三菱証券株式会社
- (3) 売 出 価 格      未定(引受人の買取引受けによる売出価格と同一の価格とする。)
- (4) 売 出 方 法      公募新株式の一般募集および引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱証券株式会社が当社株主より賃借予定の当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間      引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日      引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金      引受人の買取引受けによる売出しの申込証拠金と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位      100 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,400,000株	(平成15年7月22日現在)
公募増資による増加株式数	1,600,000株	
公募増資後の発行済株式総数	15,000,000株	

### 2. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の増資による手取概算額1,586百万円につきましては、全額運転資金に充当する予定であります。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

平成14年2月4日払込で公募増資を実施し、327百万円を調達いたしましたが、資金使途(全額運転資金)に変更はありません。

#### (3) 会社収益への影響

今回の増資による調達資金につきましては、全額運転資金に充当し、今後の事業拡大と収益基盤の安定化に役立てる方針であります。

### 3. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策のひとつとして位置付けております。現在および今後の事業収益をベースに、将来の事業展開や経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金の確保などを総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施する事に努めてまいります。また、配当については当面、配当性向10%以上を目処としております。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金は主として事業拡大のための仕入資金としての使用を考えております。

#### (3) 株主に対する今後の利益配分の具体的増加策

上記利益配分に関する基本方針のもと、平成15年9月期の中間配当につきましては、当社業績が順調に推移していることから、1株あたり10円の中間配当を実施させていただく予定であります。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益	78.72円	178.13円	342.21円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	円 ( )	20円 ( )	35円 ( )
実績配当性向	%	11.2%	10.2%
株主資本利益率	31.1%	43.3%	53.1%
株主資本配当率	%	4.1%	4.3%

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。

2. 「株主資本利益率」は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、

「株主資本配当率」は、配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

3. 平成15年5月20日付けで1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規程にもとづき、新株予約権を付与することを平成 14 年 6 月 27 日開催の定時株主総会にて決議されたものであります。平成 15 年 6 月 30 日現在、当該制度の内容は次の通りであります。

株主総会の決議	新株式発行予定残数	発行価格	資本組入額	権利行使期間
平成 14 年 6 月 27 日	346,000 株	749 円	325 円	平成 16 年 6 月 27 日から 平成 21 年 6 月 27 日まで

(注) 平成 15 年 3 月 31 日現在の株主に対し、平成 15 年 5 月 20 日付けで 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。この分割に伴い平成 15 年 4 月 1 日以降の権利行使価額を 749 円に調整しております。

(3) 過去 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

ファイナンス形態	発行日	発行株数	発行価格
公募増資(株式公開時)	平成 14 年 2 月 5 日	700,000 株	650 円

過去 3 年間の株価の推移

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
始 値		601 円	705 円	625 円
高 値		760 円	1,710 円	1,180 円
安 値		590 円	590 円	610 円
終 値		705 円	635 円	1,120 円
株価収益率		8.96 倍	7.13 倍	-

(注) 1. 当社は、平成 14 年 2 月 5 日付をもって日本証券業協会に株式を登録いたしましたので、それ以前の株価については該当はありません。

2. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を 1 期前の決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成 15 年 3 月期の株価収益率は、平成 14 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益を 2 で除して得た数値を使用しております。(平成 15 年 5 月 20 日付けをもって普通株式 1 株を普通株式 2 株に分割しているため。)

4. 平成 16 年 3 月期の株価については、平成 15 年 7 月 18 日現在で表示しております。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。